

# 「さがみはら女性起業家マーケット 2018」ブース出店のご案内

平成 29 年 10 月 24 日  
公益財団法人相模原市産業振興財団

毎年多くの来客で賑わう「相模原市民桜まつり」の日程にあわせ、相模原市で活躍している（またはこれから活躍を目指していく）女性起業家のための 2 Days マーケットを 2018 年（平成 30 年）も開催いたします。普段と異なる環境でいつもとは違う顧客層と接触することによって、新たな発見やつながりが生まれるチャンスになるかもしれません。つきましては、女性起業家マーケット出店者を募集いたしますので、ご希望の方はぜひお申込みください。

## I ブース出店概要

---

ご自身のブーススペースで、ご来場のお客さまに、ご自分の事業紹介や商品・サービスを販売していただきます。当日、マーケット会場へはどなたでも入場いただけます。（来場者の入場料は無料。）

- ◆ 開催日時 : 平成 30 年 4 月 7 日（土） 13:00～17:00（4 時間）  
8 日（日） 10:00～16:00（6 時間）

※ 両日出店できる方を募集いたします。

- ◆ 出店料 : 10,000 円

- ◆ 申込資格

下記①または②のどちらかに該当する方、かつ、平成 30 年 2 月 22 日（木）に実施する、出店説明会に必ず参加できる方がお申込みいただけます。

- ① 平成 29 年度「女性起業家養成講座」の受講者
- ② 過去に開催された「女性起業家マーケット」に出店した人で、すでに開業届を出している人または法人を設立済みの人

- ◆ 会場 : 相模原市立産業会館 1 階 多目的ホール（相模原市中央区中央 3-12-1）

※ 座席を床下に収納し、フラットにした状態で会場を使用します。

会場の様子は下記 URL の一番下の 360°イメージでご覧になれます。

- ・ 相模原市立産業会館 Web サイト「施設案内（多目的ホール）」

URL : <http://hall.ssz.or.jp/about/hall>

- ◆ その他 : 商品・サービスを販売する場合、売上金は全額出店者に帰属します。  
（ただし、マーケット終了後、売上金等の報告にご協力いただきます。）

## II 出店の申込

---

- ◆ 相模原市産業振興財団 HP の専用申込フォームか、別紙「さがみはら女性起業家マーケット出店者募集チラシ」裏面に必要事項を記入し、ファックスまたはメールでお送りください。

**申込締切日 平成 29 年 11 月 15 日（水）必着**

- ※ 出店内容がマーケットの開催趣旨にそぐわないと事務局が判断した場合、出店受付のお断りまたは出店受付の取り消しをさせていただくことがあります。

- ◆ 出店申込書送付先

〒252-0239 相模原市中央区中央 3-12-3 相模原商工会館本館 4 階  
公益財団法人相模原市産業振興財団（担当：山本・森田）

FAX： 042-759-5655 E-mail： [soho@ssz.or.jp](mailto:soho@ssz.or.jp)

- ◆ 募集定員 16 ブース

- ◆ 出店の決定

事務局にて審査、抽選のうえ決定し、出店確定者には別途ご連絡いたします。

※出店の決定に関する審査内容等のお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

- ◆ 出店者の公表

決定した出店者については、イベントの周知のため、相模原市産業振興財団 HP 上または、イベントチラシに情報を掲載することがあります。

- ◆ 出店説明会 出店確定者は、下記の出店説明会に必ずご参加ください。

日時：平成 30 年 2 月 22 日（木）10：00～12：00

場所：相模原市立産業会館 1 階 多目的ホール（相模原市中央区中央 3-12-1）

※説明会にご参加いただけない場合は、出店をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

## III 出店規定

---

- ・ スペースと長机・後壁ついたて・イスのみ貸し出しとなります。（隣の小間との間仕切りはありません）
- ・ 危険物に該当する可能性のあるものを取り扱う場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・ 電源を使用する場合は、館内で使用できる電気に限りがある為、必ず事前にご相談ください。
- ・ 自小間以外の場所での宣伝・サービスの提供は行わないでください。
- ・ 許認可・届出等が必要な業種の場合は、適切に許認可・届出等がなされていることを条件とします。（必要に応じて許認可・届出等の確認をさせていただく場合があります。）
- ・ 占い系、霊視・スピリチュアル系等科学的に検証できないものや、宗教的なもの、性風俗関連のものは出店不可とさせていただきます。

◆ 小間の規格・仕様

- ・ ブースの大きさ 約 W2m×D3.2m
- ・ 長机 : 下記のいずれかを1つ  
W180cm × D60cm × H70cm (Aタイプ) (各日限定 10台)  
W180cm × D45cm × H70cm (Bタイプ)  
多くの商品などを陳列する場合 → 奥行き (D) の長いAタイプがおすすめ  
対面するお客さんとの距離が近い方がよい場合 → 奥行き (D) の短いBタイプがおすすめ
- ・ 後壁ついたて: W180cm × H180cm 1つ  
(3つ折式。軽いものであれば、商品などを引っかけることができます。)
- ・ イス 4脚 (追加2脚まで)

※ 後壁ついたて、長机、イス等備品への画びょう、釘打ち、粘着テープの利用はできません。

テーブルクロス等備品に固定しないものはご使用いただけます。また後壁ついたてには、数に限りはありますが画びょうの使用が可能なタイプもありますのでご相談ください。

◆ 注意事項

- ① ご自身のスペース外に装飾物や商品等をはみ出して設置または放置しないでください。
- ② 来場者や他の出店者に影響がでるとと思われる商品の販売、または迷惑を与えるような音、光、熱、臭気を伴うもの、危険と認められるものの取扱はしないでください。

◆ 小間位置の決定

小間位置は事務局にて割り当て、後日ご連絡いたします。なお、小間位置のご希望は受けかねますのでご了承ください。

◆ 食品の販売

開催中に食品を販売する場合は、

- ① 包装品で、かつ常温で販売可能なもの (焼き菓子・ビン詰製品・レトルト製品等)
- ② 営業許可等を取った場所で調理されたもの

の両方を満たしたものに限りさせていただきます。小間内で小分けにしたり、盛り付けするなど、包装を開封して商品を提供することはできません。試食・試飲の提供を行うことは可能ですが、その場で調理することはできません。なお、製造所、製造者や期限表示、アレルギー表示など、法律で規定された事項の表示が必要となります。

◆ 販売する商品・サービスに関して

- ① 上記の趣旨に反するものやマーケット運営に支障を生じるおそれのある場合、その販売・装飾等について制限、禁止することがあります。
- ② 引火性、爆発性または放射性危険物、劇毒物、麻薬、知的所有権を侵害する商品、販売禁止品、裸火で所轄消防署の許可を得ていない物の販売や使用を禁止します。

## VI 会場内での禁止行為等について

---

### 1. 禁止行為

#### (1) 小間の転貸、売買、譲渡

出店者は割り当てられた出店スペースの全体または一部を、有償無償を問わず第三者に譲渡、貸与もしくは相互交換することは出来ません。ただし、事務局に共同出店者として届け出ていただいた場合を除きます。

#### (2) 消防法規上の禁止行為

会場内では消防法規に基づき、①喫煙、②裸火の使用及び③危険物品の持ち込みが禁止されています。ただし、②裸火の使用及び③危険物品の持ち込みについては、所轄の消防署に申請することにより認められることがありますので、該当する可能性がある場合には、事務局までお問い合わせください。

#### 【禁止行為の種類】

##### ① 喫煙

##### ② 裸火の使用

裸火の使用とは、たとえば下記のような行為を指し、管轄の消防署の許可なしでは禁止されています。

##### (火気器具の使用)

気体・液体・固体燃料を使用する火気器具で炎や火花を発生させるもの、または発熱部を外部に露出するものの持ち込みと使用。

##### (電気を熱源とした器具の使用)

- ・ 発熱部が赤熱して見えるもの（ただし発熱部が焼室・風道・庫内に面しているトースタ・ヘアードライヤー、電気オープン等を除く）の持ち込みと使用。
- ・ 発熱部が赤熱して見えないものであっても外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、瞬時に着火（表面 400℃以上）するおそれのあるものの持ち込みと使用。

##### ③ 危険物品の持ち込み・貯蔵・取扱い

危険物とは、たとえば次のような品物を指し、管轄の消防署の許可なしでの持ち込みは禁止されています。

- ・ 消防法で定める危険物（ガソリン・ラッカー・シンナー・アルコール・灯油・軽油・重油・潤滑油・ディーゼル油・ギヤ油・動植物性油脂類等）
- ・ 可燃性ガス（ガスボンベ）
- ・ 可燃性液体類・可燃性固体類
- ・ 火薬類
- ・ 多量のマッチ

## VII その他

---

#### 【損害責任・管理責任】

- ① 出店者は商品や装飾物の搬入、実演、撤去に対して事故防止に努めて下さい。
- ② 事務局は出店者が行うこれらの作業に対して必要と認めた場合は事故発生防止のための処置を命じ、またはその作業の制限、中止などを求めることがございます。その場合、出店者は事務局の指示に従うものとします。

- ③ 会場・会場設備・他出店者の装飾物および商品等を破損した場合は、理由の如何を問わず該当出店者の費用と責任で修復していただきます。
- ④ 事務局では搬入、開催期間を通じて係員を配置し、防火、盗難の防止、安全の確保に務めますが、出店者に関わる行為によって事故または損害が発生した場合は出店者の責任になります。また出店スペース内の商品や装飾物などの事故については事務局では責任を負いません。

【不可抗力による開催中止・短縮】

- ① 地震・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力によりマーケット開催が不可能となった場合、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- ② 開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、事務局は弁済すべき必要経費を差し引いた出店料の残額を出店者に返却いたします。
- ③ 開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出店料は返却しません。
- ④ 出店者が要した費用等については補償しません。

【事務局による取材・撮影】

記録及び広報の目的で、事務局が会場内で取材・撮影を行う場合がありますので、ご了承ください。

以上